

# 嵐山町マスコットキャラクター「むさし嵐丸」使用取扱要綱

平成24年2月23日

告示第 72 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、嵐山町マスコットキャラクター「むさし嵐丸」（以下「キャラクター」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用できる者)

第2条 営利を目的とする場合を除き、何人もキャラクターを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 嵐山町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他、その使用が著しく不適當であるとき。

(使用承認申請)

第3条 営利を目的としてキャラクターを使用する場合には、あらかじめマスコットキャラクター使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 キャラクターの立体物及び動画を製作する場合には、営利を目的としない場合であっても、前項の承認を受けなければならない。
- 3 町長は、前各項の申請があった場合、その内容を審査し前条各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認する。
- 4 前項の承認は、マスコットキャラクター使用（変更）承認書（様式第2号）により行う。

(使用上の遵守事項)

第4条 キャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用するデザインは、嵐山町のマスコットキャラクター「むさし嵐丸」デザイン集（以下「デザイン集」という。）に定めたものとする。
- (2) 定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変など、応用使用はしないこと。ただし、町長が認めた場合はこの限りでない。

- (3) 「嵐山町マスコットキャラクター「むさし嵐丸」」との表記を付すこと（別記「使用例1」参照）。ただし、スペース等の関係で、上記表記が難しい場合は、「◎嵐山町2011」の表記をもって代えることができる（別記「使用例2」参照）。なお、町長が認めた場合はこの限りでない。
- (4) 完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。なお、前条の承認を要しない場合には、完成物件の提出を省略することができる。

2 キャラクターの使用承認を受けた者は、前項の事項に加え、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 年度ごとに「マスコットキャラクター使用商品等販売状況報告書」（様式第3号）を提出すること。

（承認内容の変更）

第5条 キャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、マスコットキャラクター使用変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、マスコットキャラクター使用（変更）承認書（様式第2号）により行う。
- 3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

（違反等に対する取扱い）

第6条 キャラクターを使用している者（使用承認を受けた者を除く。）が、第4条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、町長はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行う。その場合、使用者はただちに、その請求等に従わなければならない。

- 2 キャラクターの使用承認を受けた者が、第4条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、その承認を取り消すものとする。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、町長はその責めを負わない。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの取扱いに係る必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

別記

使用例 1



使用例 2



嵐山町マスコットキャラクター「むさし嵐丸」

©嵐山町 2011